

# 仕 様 書

- 1 委託の名称  
播但連絡道路・遠阪トンネル交通管理業務委託
- 2 委託業務の実施期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで  
なお遠阪トンネルについては、令和8年1月18日に料金徴収期間が満了となるため、令和8年1月19日以降の遠阪トンネルを除く業務内容等を改めて協議すること。
- 3 委託費の積算  
委託費の積算は、別添の「設計図書」によるものとする。  
なお、入札における委託費は、3年間（令和6年4月1日から令和9年3月31日）を対象として積算するものとする。
- 4 入札金額  
入札金額は、委託費の積算対象期間における見積額とする。（但し、消費税及び地方消費税を除く）
- 5 契約保証金  
契約期間における契約の保証は、業務履行保証人により保証すること。  
業務履行保証人は、受注者と同等以上の資力及び同業務の履行実績があり業務履行能力を有すると発注者が承諾したものとする。
- 6 契約  
入札の結果、落札金額に消費税及び地方消費税を加算した額を委託金額とする。
- 7 契約金額等の変更等  
業務に著しい変更が生じた場合は、契約を変更できるものとする。
- 8 委託の場所
  - (1) 委託場所は次のとおりとする
    - ア 姫路市の形町から朝来市和田山町までの播但連絡道路（管理延長65.1km）
    - イ 朝来市山東町柴から丹波市青垣町遠阪までの遠阪トンネル（管理延長4.7km）
  - (2) 事務所の所在地
    - ア 神崎郡福崎町西田原（福崎基地）
    - イ 朝来市和田山町加都（和田山基地）
  - (3) 配置人員  
「配置人員表」（別紙1）のとおりとする。  
なお、これ以外の増員による作業については、臨時業務として半期毎に播但連絡道路管理事務所長（以下「所長」という。）に報告し、適正な臨時業務と認められる場合は契約金額の変更を行うものとする。
- 9 業務内容  
原則として「交通管理要領」、「交通管理作業要領」、「施設運転監視業務特記仕様書」、「施設管理要領」に定めるところにより実施するものとする。
  - (1) 交通管理業務の主な業務内容
    - ア 定期（1日6回以上）又は臨時に道路パトロール車により道路をパトロールし、道路の状況、交通の状況及び気象状況等の把握に努め、「交通管理作業要領」の定める必要事項を所長に報告すること。

- イ 「交通管理要領」に定める道路の状況、交通の状況及び気象状況に係る異常事態（以下「異常事態」という。）、道路法、その他の法令に違反している者（以下「法令違反者」という。）の発生等により、緊急出動し、「交通管理作業要領」の定めるところにより事態の処理に当たること。
  - ウ 道路上の落下物の回収を行うとともに故障等により、自力走行ができなくなった車両等を安全な場所へ排除すること。
  - エ 交通事故等の現場において、警察等が行う交通規制及び交通整理に協力すること。
  - オ 管制室でのモニター監視制御、無線交信、非常電話の対応及び道路情報板、公社ホームページによる道路情報を提供すること。
  - カ 前各号に掲げるもののほか、道路の安全かつ円滑な交通を確保するため、所長が指示する業務（凍結等対策業務に関すること等）を実施すること。
- (2) 播但連絡道路及び遠阪トンネル施設運転監視業務の主な内容
- ア 福崎基地の遠方監視制御設備等により、運転監視、現地点検、検査の保守支援操作を行うこと。
  - イ 遠方監視制御設備等の故障発見及び故障発生時の原因調査及び復旧操作を行うこと。
  - ウ 設備故障及び異常時の初期対応及び状況判断による、現地作業員等への連絡及び復旧方法等の支援を行うこと。
  - エ 現地検査・保守点検時の現地作業員等への技術支援を行うこと。
  - オ 運転監視結果に基づく設備の監視データの統計解析を実施すること。
  - カ 前各号に掲げるもののほか、所長が指示する事項を実施すること。

#### 1 0 貸与施設及び貸与車両

「貸与施設及び貸与車両」（別紙2）のとおりとする。

#### 1 1 人員の確保及び研修

受注者は、必要な人員を速やかに確保し、受託業務に必要な研修を行い、受託業務を円滑に実施するものとする。

また、業務開始までに①制服、②通信機器や事務用品等、業務に必要な物品を用意し、業務に支障がないよう責任をもって準備するものとする。

#### 1 2 有料道路の通行料金について

発注者が受注者へ貸与する車両が、業務により有料道路（播但連絡道路、遠阪トンネル及び山陽自動車道の一部に限る。）を通行する際は、E T C業務用プレートかつ業務用車両証明書を受注者の申請により交付するものとする。

#### 1 3 附帯条件

- (1) 受注者が使用する基地の運営に要する経費のうち、発注者は、電気料、上水道料及び下水道使用料を負担し、その他の経費についてはすべて受注者の負担とする。
- (2) 発注者が受注者へ貸与する車両の維持管理に要する経費は、発注者の負担とする。  
ただし、発注者が受注者へ貸与する車両の自動車保険については、発注者と受注者の間で別途費用負担に関する協定を締結したうえで、受注者が負担するものとする。
- (3) 貸与備品類のうち、事務用備品の維持管理に要する経費は受注者の負担とし、その他の備品類は、発注者の負担とする。

#### 1 4 業務の引継

- (1) 受注者は、必要な人員を派遣し、業務開始までに要領記載の業務を円滑に遂行できるよう、必要な引継を誠実かつ確実に行うものとする。なお、引継に係る経費は、受注者の負担とする。
- (2) 契約期間最終日に行った要領に基づく業務のうち、各種日報等の整理等は、翌日に責任をもって行い、発注者に報告するものとする。

#### 1 5 その他

- (1) 受注者は、被雇用者への賃金について、常に最低賃金を上回るよう設定すること。
- (2) 受注者は、被雇用者に対する賃金の支払い状況について、四半期毎に支払い明細書を提出すること。

配置人員表

基地名	区 分	必要人員及び時間帯			備考
		勤務日	人員	時間帯	
福 崎 基 地	責任者（隊長）	毎日	1名	9時～18時	責任者(隊長)不在時に選任した代理人を含む。  司令の内1名（施設監視）は、仕様書に定める電気に関する資格を有するものを常時配置すること。
	司令員 （交通管制・施設監視）	毎日	2名	24時間	
	交通管理隊員	毎日	4名	24時間	
和 田 山 基 地	交通管理隊員	毎日	2名	24時間	

注(1) 責任者（隊長）は、実務経験を過去5年間で1年以上を有する者を配置。

(2) 責任者の勤務以外の時間については、福崎基地の司令員がその業務に当たること。

交通管理業務受託者職種表

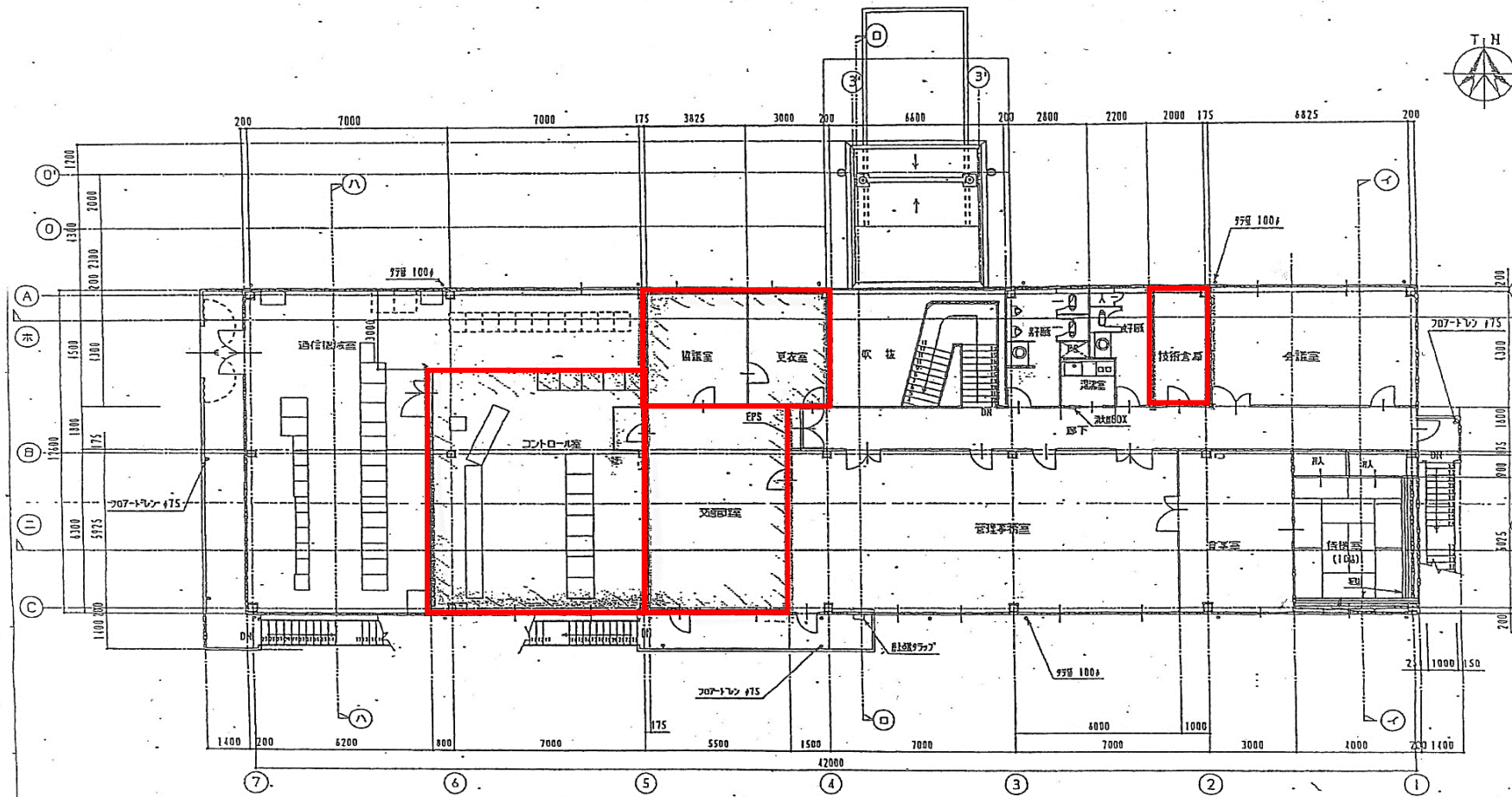
職 種	職 務 分 掌
契約代理人	○業務の総括責任者 (1) 委託業務の全般に関する委託者等との打合せ、協議及びこれらに基づく事項の実施、監督等
責任者（隊長） （責任者（隊長）不在時に選任した代理人を含む。）	○現場の総括責任者 (1) 現場業務の全てに係る事項の総括、管理、監督 (2) 管理道路の巡回
司令員 （交通管制）	○交通管制司令員 (1) 交通管理における委託業務の全てに係る事項の総括、管理、監督 (2) 円滑な道路パトロールの指示を行うこと。 (3) 事故・故障等の緊急・異常事態における的確な対応の指示を行うこと。 (4) 通行止め及び規制時の関係機関への連絡を行うこと。 (5) その他業務遂行上必要な事項
司令員 （施設監視）	○施設監視司令員 (1) 電気設備の運転監視をすること。 (2) 電気設備の故障発生時の初期対応をすること。 (3) 電気保守作業員等への操作支援をすること。 (4) その他業務遂行上必要な事項
交通管理隊員	○交通管理 (1) 円滑な道路パトロールを実施すること。 (2) 事故・故障等の緊急・異常事態における的確な対応を行うこと。 (3) 通行止め及び通行規制への協力及び実施すること。 (4) その他業務遂行上必要な事項

注 ① 責任者（隊長）の不在時には、代理の者を必ず配置させること。

② 責任者（隊長）と契約代理人を兼ねることができる。

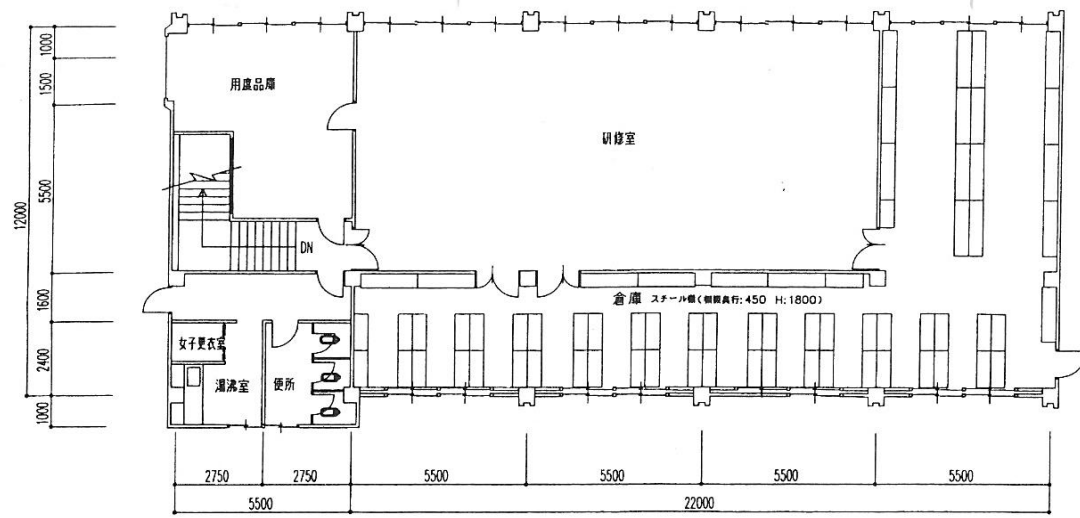
## 貸与施設及び貸与車両

貸与施設及び車両 基地名	福崎基地	和田山基地
建 物	別紙配置図のとおり 1 コントロール室 2 交通管理室 3 協議室 4 更衣室	別紙配置図のとおり 1 モニター室 2 交通管理室 3 仮眠室
車 両	1 道路パトロール車 3台	1 道路パトロール車 1台
備品類	1 貸与車両付属器具 2 貸与車両用規制用具 3 IP 携帯用無線 4 携帯電話 5 事務用備品等	1 貸与車両付属器具 2 貸与車両用規制用具 3 IP 携帯用無線 4 携帯電話 5 事務用備品等

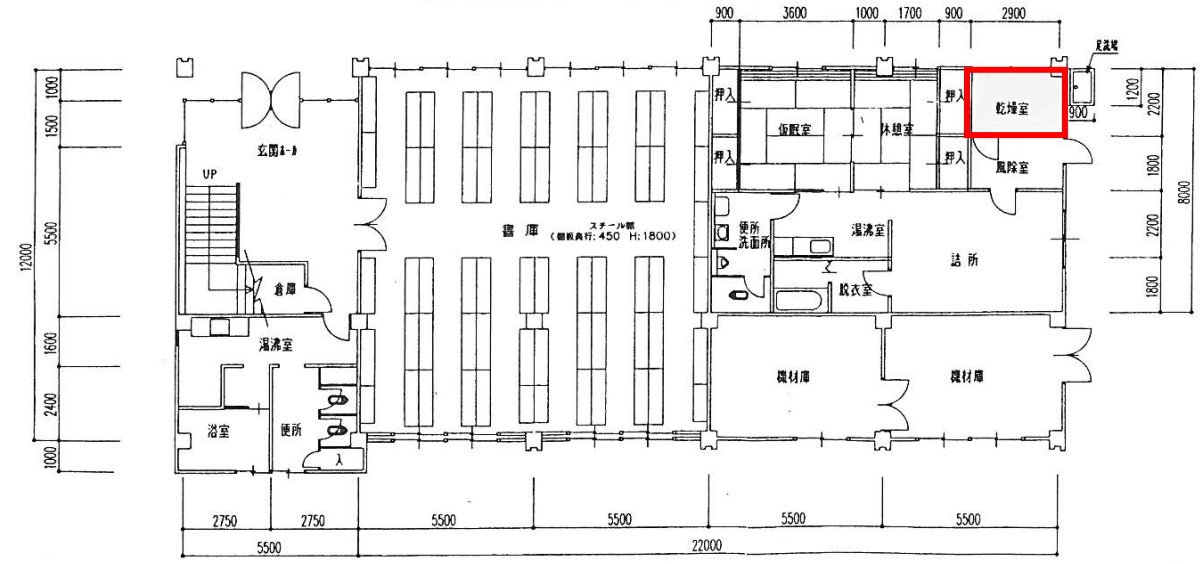


2階 平面図 S=

第 工区	
管轄路線	
播但連絡道路(第5期)	
神奈川県富崎町西田原 地内	
2階 平面図	建築
縮尺	1/10
兵庫県道路公社	



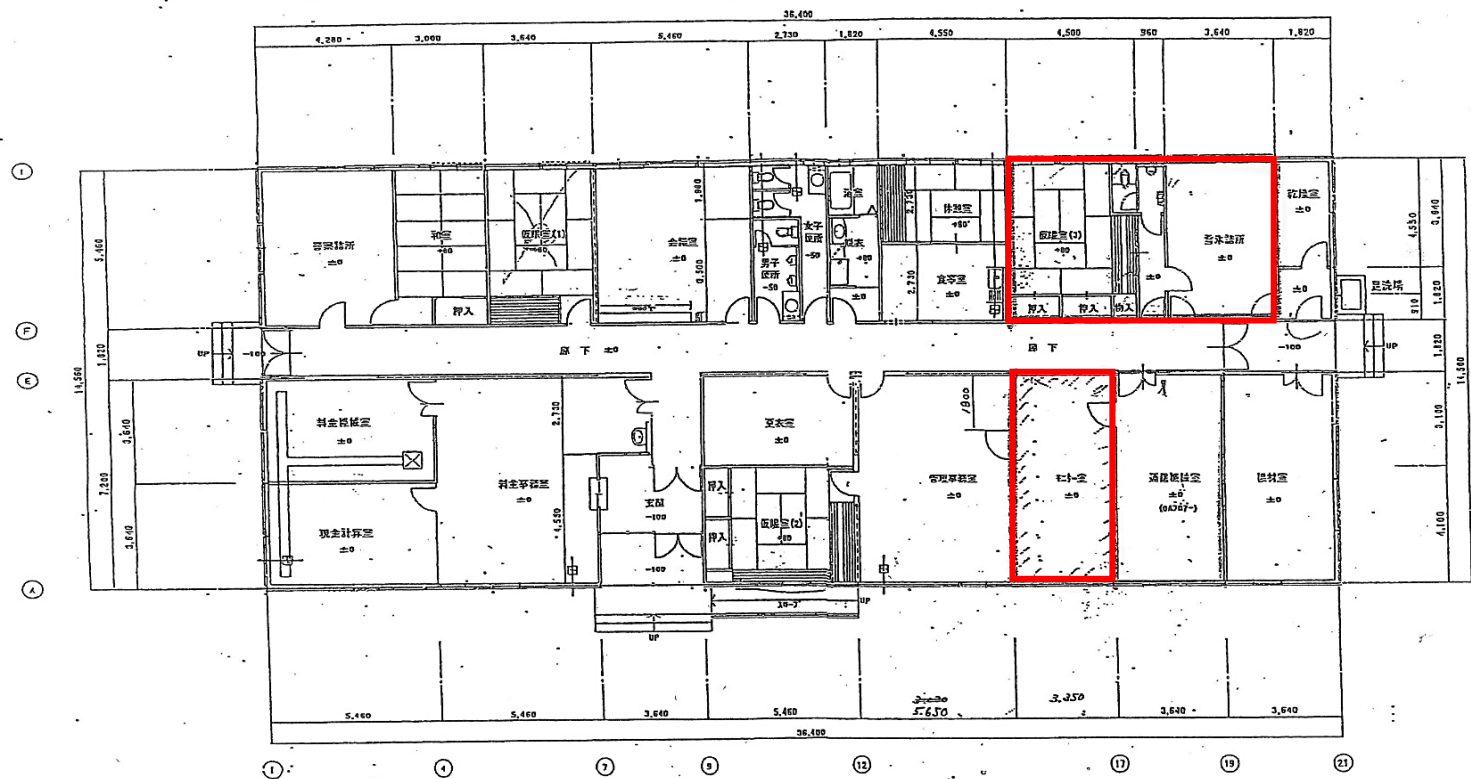
2階スチール棚配置平面図 S=1:100



1階スチール棚配置平面図 S=1:100

第 工区	
平成10年度 福崎管理事務所等に係る建築実施設計	
播但連絡道路(第5期)	
神崎郡福崎町西田原 地内	
スチール棚配置平面図 建築	
縮尺	1/100
兵庫県道路公社	





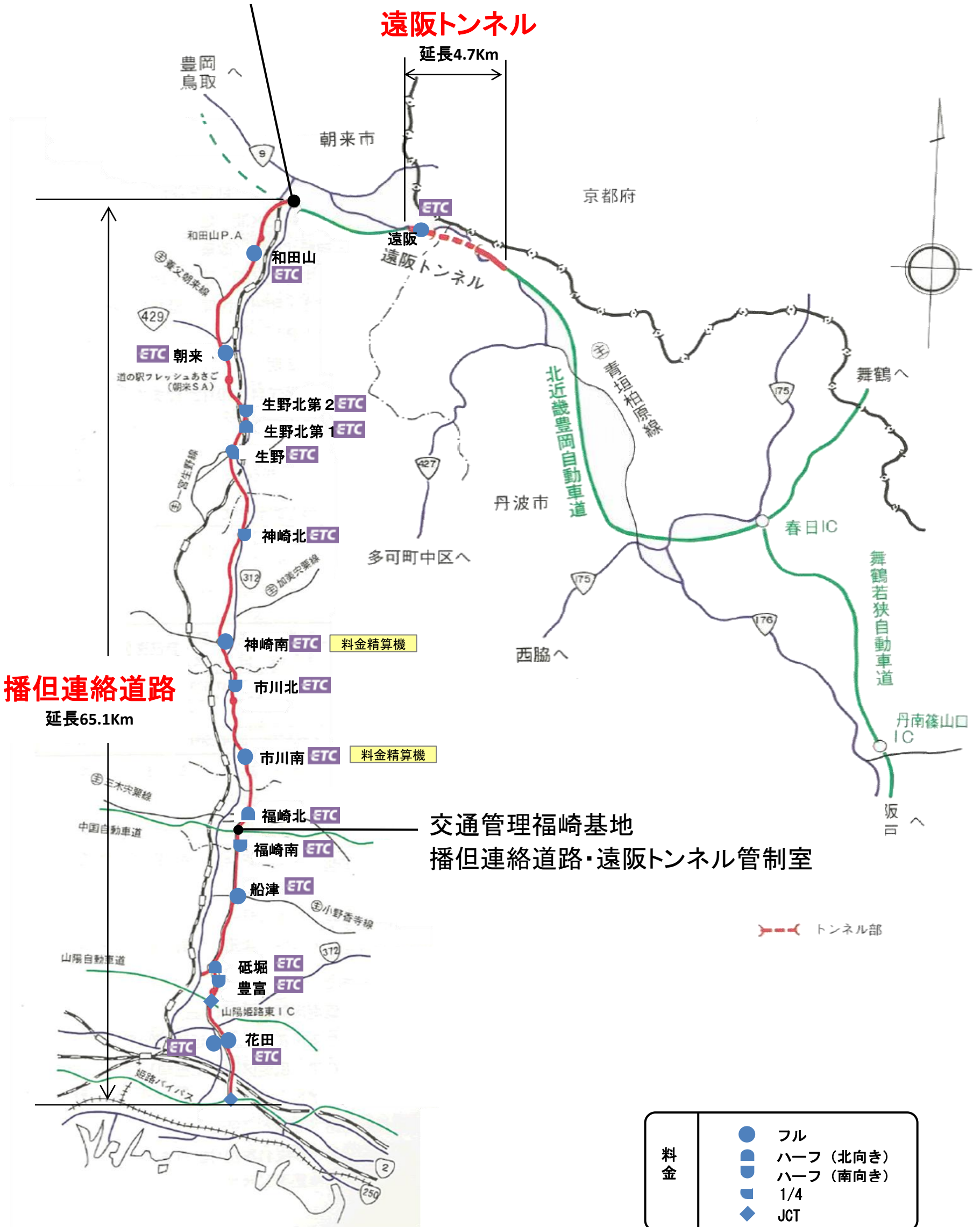
平面図

第 工区	
50 山形県庁舎 (村舎等整備地区)	
福根道路 (5 期)	
朝来郡和田山町	
客用待合 平面図	第
図尺 1/100	全
兵庫県道路公社	

交通管理和田山基地

遠阪トンネル

延長4.7Km



播但連絡道路

延長65.1Km

播 但 連 絡 道 路

施 設 管 理 業 務 委 託

施 設 運 轉 監 視 操 作 業 務

特記仕様書

兵庫県道路公社

## 目 次

第一章 総 則	1
第 1 条 適用範囲	1
第 2 条 概 要	1
第 3 条 業務対象施設	1
第 4 条 委託業務の内容	1
第 5 条 関係法令及び条例の遵守	1
第 6 条 従業員数等	1
第 7 条 業務履行日及び勤務時間	2
第 8 条 業務責任者の配備	2
第 9 条 従業員の資格要件等	2
第二章 業務一般	
第 1 0 条 総括業務責任者	2
第 1 1 条 運転監視操作業務	2
第 1 2 条 業務の実施	3
第 1 3 条 提出書類及び備付書類	3
第 1 4 条 工具、測定器及び消耗品	4
第 1 5 条 委託事務所	4
第 1 6 条 一般心得	4
別表 1	
別表 2	

## 第一章 総則

### (適用範囲)

第1条 この仕様書は、下記の委託業務の履行について適用する。

- 1 委託業務名：播但連絡道路交通管理業務（施設運転監視操作業務）
- 2 履行場所及び名称：兵庫県神崎郡福崎町西田原1949  
播但連絡道路管理事務所 管制室内
- 3 履行期間 自 令和 3年 4月 1日  
至 令和 6年 3月31日

### (概要)

第2条 この業務は、発注者が管理する播但連絡道路及び遠阪トンネル有料道路に設置された電気施設、通信施設、機械施設及びそれらに付随する施設(以下「施設」という)の運転監視操作業務(以下「業務」という。)である。

### (業務対象施設)

第3条 業務対象となる主要な施設は、別表－1及び別表－2に掲げる設備とする。

### (委託業務の内容)

第4条 前条に掲げる各施設の運転監視操作を管制室内において行うものとし、その主たる業務は次のとおりとする。

#### 運転監視操作業務

管制室において、諸設備の稼働状態を、遠方監視制御装置を用いて常時監視し、設備の故障及び計測値異常等の状態変動時には状況の判断を行うとともに、遠方操作等適切な処置を実施する。

- (1) 各設備の運転監視、操作
- (2) 日報・月報・年報・運転日誌等の作成
- (3) 異常・故障報告書作成
- (4) 交通情報等の把握
- (5) 設備台帳の整備及び記録
- (6) 図面及び関係図書の整理保管
- (7) 関係機関等連絡
- (8) その他委託業務遂行上、必要と認められる事項

### (関係法令及び条例の遵守)

第5条 受注者は、業務の履行に当たっては、労働関係法令を遵守するとともに、施設管理業務の履行に必要な関係諸法令、条例を遵守しなければならない。

### (従業員数等)

第6条 業務要員数は次のとおりとする。

交通管理福崎基地に配置する司令員は、常時1名がこの業務に従事するものとする。

(業務時間)

第7条 施設運転監視操作業務は、24時間体制とする。

(業務責任者の配置)

第8条 受注者は、業務を実施するに当たり、この業務に従事する者から業務責任者を選任するものとし、氏名その他必要事項を記入した責任者届を作成し、発注者に提出するものとする。

(従業員の資格要件等)

第9条 業務を遂行する従業員は、施設の運用状況及び機能状態に精通している者であって、次に掲げる資格を有する者または同等以上の者でなければならない。

司令員（施設運転監視）

次に掲げる項目いずれかに該当し、かつ心身共に健全で業務に十分耐えると認められる者とする。

- (1) 第2種電気工事士以上または2級電気工事施工管理技士以上の有資格者で資格取得後、電気設備の運転操作等の実務経験を1年以上有する者
- (2) 発注者が、上記と同等以上の能力を有すると認める者

## 第二章 業務一般

(業務責任者)

第10条 業務責任者は、施設運転監視操作業務における総括責任者として技術員を指揮監督し、業務結果を発注者に報告すると共にその指導・監督・指示に従い受託業務を円滑に運営するものとする。

(運転監視操作業務)

第11条 施設運転監視操作業務は、設備の運転状況を、遠方監視制御設備等により計測及び運転監視を行い、必要な場合には制御を行う。又、その結果を記録し発注者に報告すると共に必要に応じ記録の統計及び解析を行い、設備の改善に反映させる業務である。

なお、その詳細内容については、別に定める「施設管理要領」によるものとする。

### 1 運転監視

遠方監視制御設備等により運転監視並びに現地点検及び検査の保守支援操作を行うものとする。

### 2 異常時対応

設備異常時の初期対応及び状況判断による現地監督員、または、現地検査者等への連絡及び復旧方法等の支援を行うものとする。

### 3 統計解析

運転監視結果に基づく設備の監視データの統計解析を実施し、設備の効率的な運用への提言を行うものとする。

### 4 保守支援

現地検査時の施設保守点検員等への技術支援を行うものとする。

## 5 故障対応

遠方監視制御設備等の故障発見及び故障発生時の原因調査及び復旧操作を行うものとする。

(業務の実施)

第12条 受注者は、業務を実施するに当たり次の事項に留意し、正確迅速且つ安全に作業を行うものとする。

- 1 運転操作に当たっては、その目的、順序、方法及び結果を十分理解し、復唱して確認した上操作を行うものとし、必要な機器・計器・表示装置等の監視を行うものとする。
- 2 事故又は故障による停電あるいは通信回線断線が生じた時は、状況を把握し、速やかに発注者に報告し、指示を受けるものとする。
- 3 遠方監視制御設備等のシステムダウン、光通信ケーブルの切断等により、広域障害が発生した場合は、影響範囲の特定及びバックアップ方法の検討、現地対応の支援を行うものとする。又、交通管制業務従事者と連携し、関係各所に連絡等の初期対応を行い、発注者に報告するものとする。
- 4 電力会社の事故による停電及び工事停電の時は、自家発電設備の運転状態を遠隔監視制御装置の指示値にて監視し、負荷設備その他の状況を把握する。  
復電後は、自家発電設備の停止及びその他の状況確認を行い、その結果を記録し、発注者に報告するものとする。
- 5 現場の保守点検作業とは常に連絡を密にし、連携しながら施設の運用状態を相互で確認して、安全を確保しなければならない。
- 6 交通管制業務従事者との連携を図り、交通運用業務に協力して施設の運用を安全かつ効率的に行うものとする。
- 7 発注者より施設の緊急、異常等の監視及び調査指示を受けた場合には、直ちにデータ確認及び記録処理を実施すると共に、その他必要事項について発注者に報告するものとする。

(提出書類及び備付書類)

第13条 業務に際し、次の内容の実施計画書等を立案し、発注者に提出するものとする。

- (1) 実施計画書
- (2) 業務責任者届
- (3) 作業届
- (4) 業務実施要領
- (5) 業務に関する留意事項
- (6) 業務の連絡体制 (緊急時を含む)
- (7) 安全管理体制
- (8) 施設運転監視記録 (日報・月報)
- (9) 異常、故障報告書
- (10) 統計、解析報告書
- (11) その他

(工具、測定器及び消耗品)

第14条 業務の実施上必要とされる工具、測定器及び消耗品は受注者の負担とし、常に整備して携帯するものとする。

(委託事務所)

第15条 業務の実施上必要とされる管理用事務所は、播但連絡道路管理事務所内に設置し、発注者が貸与する部分を使用する。

(一般心得)

第16条 この業務を実施するに当たっては、次に掲げる事項を十分に心がけて業務を遂行する。

- 1 契約事項・この仕様書及び関連諸法規を十分に理解し、日常業務はもとより緊急の非常事態に際しても、迅速且つ安全に業務を遂行するものとする。
- 2 設備・機器の構造・動作及び操作方法並びに配電系統等を十分に理解し、これらの状態が通常と異なる場合は、速やかに発注者に報告し、その指示を受けるものとする。
- 3 設備の維持改善、利用度の向上及び事故の未然防止に心がけ、重要と考察する事項については、発注者に意見を付して報告するものとする。
- 4 発注者関係者と相互に十分に連絡を保つものとする。
- 5 この業務に従事する者は、勤務時間中は常に所在を明らかにし、勤務時間外においても緊急の場合は連絡が取れるような方法を講ずるものとする。
- 6 この業務に従事する者が、勤務時間中に着用する制服については、あらかじめ発注者に書面にて提出するものとする。
- 7 受注者は、施設の運用上必要があると認める場合には、業務に係わる者に対し技術上の向上あるいは安全に関する講習、又は訓練を行うものとする。





遠阪トンネル

別表-2

設備一覧

山東側明かり部		
道路照明設備		
道路照明灯具	ポール	設置台数
H F 4 0 0 W	10m	6
N H T 1 8 0 W	10m	5
N H T 1 8 0 W	12m	8
H F 7 0 0 W × 2 H 7 0 0 W × 1	13m	1
H F 7 0 0 W × 2	13m	1
計		21
トンネル照明設備		
トンネル坑外灯	ポール	設置台数
N H T 1 8 0	10m	1
輝度計	ポール	設置台数
下り線側に	3m	1
可変式速度規制標識設備		
可変式速度規制標識		設置台数
7 0 ・ 5 0 ・ 消滅		2
I T V 等設備		
非常電話		設置台数
自立型		2
I T V カメラ		設置台数
雲台付き		2
ラジオ再放送設備		
ラジオ再放送アンテナ	ポール	設置台数
避雷針装着	11m	1
防災設備		
消火設備	容量	設置台数
消火ポンプ	30Kw	1
呼水ポンプ	0.4Kw	1
自動給水ポンプ	1.5Kw	1

青垣側明かり部		
道路照明設備		
道路照明灯具	ポール	設置台数
N H T 1 8 0 W (藤木新橋)	8m	6
N H T 1 8 0 W	10m	18
プリンカーライト		1
計		25
トンネル照明設備		
トンネル坑外灯	ポール	設置台数
N H T 1 8 0 (遠阪川橋はさんで)	10m	2
輝度計	ポール	設置台数
下り線側に	3m	1
可変式速度規制標識設備		
可変式速度規制標識		設置台数
7 0 ・ 5 0 ・ 消滅		4
I T V 等設備		
非常電話		設置台数
自立型		3
I T V カメラ		設置台数
雲台付き		2
防災設備		
消火設備	容量	設置台数
消火ポンプ	30Kw	1
呼水ポンプ	0.4Kw	1
自動給水ポンプ	1.5Kw	1

トンネル部		設置機器一覧
トンネル照明設備		
道路照明灯具		設置台数
入口照明		348
基本照明		532
非常駐車帯照明		20
方向転換所照明		4
計		904
E L B 箱		設置台数
上り線側に		12
誘導表示設備		
誘導表示板		設置台数
L E D		23
可変式速度規制標識設備		
可変式速度規制標識		設置台数
70・50・消滅		4
非常駐車帯表示板		設置台数
壁面取付		4
速度規制標識		設置台数
壁面取付		4

I T V 等設備		
非常電話		設置台数
壁掛型		14
I T V カメラ		設置台数
雲台なし		13
換気設備		
換気ファン制御		設置台数
V I 計		2
C O 計		2
風速風向計		1
ジェットファン		5
防災設備		
消火栓ボックス		設置台数
消火栓	A	39
消火栓 (給水栓付き)	B	12
計		51
消火栓ボックスに		設置台数
手動通報機 (押しボタン)	下り	51
手動通報機 (押しボタン)	上り	2
計		53
自動通報機		設置台数
火災検知器		115